（標準処理期間）

**第二百四十六条**　内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、許可、認可、承認若しくは指定又は登録に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

［一～八の二　略］

九　法第百六条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による子会社又は保険業高度化等会社の認可　九十日

九の二　法第百六条第八項ただし書の規定による子会社又は保険業高度化等会社の認可　九十日

九の三　法第百六条第十項の規定による保険業高度化等会社の認可　九十日

九の四　［略］

［十～二十六　略］

２　［略］

**別表**（第五十二条の二十二第五項関係）

［表略］

**別表**（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））

| 項目 | 記載する事項 |
|---|---|
| ［略］ | ［一～四　略］<br>五　金銭信託に係る貸出金、有価証券及び暗号資産の区分ごとの運用残高<br>［六～十二　略］<br>十三　暗号資産の種類別の期末残高 |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

**第十七条**　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （適格機関投資家を除くための要件等）<br>**第四条**　令第七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合とする。<br>［一～三　略］<br>四　当該受益証券の発行者が、当該受益証券と同一種類の受益証券（当該受益証券と発行者が同一で、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条の二第一項第十一号イからハまでに掲げる事項が同一である受益証券をいう。以下この条、次条及び第五条第二項第一号において同じ。）であって、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項各号（同法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び第五条第二項第一号において同じ。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。 | （適格機関投資家を除くための要件等）<br>**第四条**　［同上］<br>［一～三　同上］<br>四　当該受益証券の発行者が、当該受益証券と同一種類の受益証券（当該受益証券と発行者が同一で、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条の二第一項第十一号イからハまでに掲げる事項が同一である受益証券をいう。以下この条、次条及び第五条第二項第一号において同じ。）であって、金融商品取引法第二十四条第一項各号（同法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び第五条第二項第一号において同じ。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。 |

（標準処理期間）

**第二百四十六条**　［同上］

［一～八の二　同上］

九　法第百六条第七項の規定による子会社の認可　九十日

［号を加える。］

九の二　［同上］

［十～二十六　同上］

２　［同上］

**別表**（第五十二条の二十二第三項関係）

［同上］

**別表**（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））

| 項目 | 記載する事項 |
|---|---|
| ［同上］ | ［一～四　同上］<br>五　金銭信託に係る貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高<br>［六～十二　同上］<br>［加える。］ |